知的財産管理技能検定２級公式テキスト【改訂１５版】をご購入いただいた皆様へ

第 55 回（2026 年 11 月実施）以降の検定試験を受検される場合は、法改正に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定２級公式テキスト【改訂１５版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきます様お願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第 56 回	2027 年　3 月　7 日（日）	2026 年 9 月 1 日
第 57 回	－未定－	－未定－

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

関連する法律
農林水産省ホームページ 種苗法の一部を改正する法律（令和 8 年 7 月 17 日成立） URL ： https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syubyouhou/

情報更新日：2026 年 10 月 19 日

該当箇所	変更前	変更後
P409 Lesson 44　種苗法 Question 選択肢 C	いちごの品種に関する育成者権の存続期間は、品種登録の日から 25 年である。	いちごの品種に関する育成者権の存続期間は、品種登録の日から 35 年である。
P415 Lesson 44　種苗法 3　育成者権の効力と存続期間 (1) 品種登録の保護内容 最終行に追記	それらの制限があることを表示しなければなりません（種 21 条の２第５項)。	それらの制限があることを表示しなければなりません（種 21 条の２第５項)。 **2026 年 7 月 24 日より、育成者権者等が国外で登録品種である種苗等を譲渡した場合において、育成者権は消尽せず、当該種苗等のわが国での利用（外国からの輸入を含む）に育成者権の効力が及ぶこととなりました。**
P415 Lesson 44　種苗法 3　育成者権の効力と存続期間 (2) 育成者権の存続期間 １行目・３行目	育成者権の存続期間は、品種登録の日から 25 年です（種 19 条２項)。果樹や材木等の木本植物といわれる永年性植物については、その種苗の生産に時間を要する等の理由から、登録日から 30 年とされています。なお、存続期間の延長制度や更新登録制度はありません。	育成者権の存続期間は、品種登録の日から 35 年です（種 19 条２項)。果樹や材木等の木本植物といわれる永年性植物については、その種苗の生産に時間を要する等の理由から、登録日から 40 年とされています。なお、存続期間の延長制度や更新登録制度はありません。
P416 Lesson 44　種苗法 Question の正解と解説 選択肢 C	C について、日本国における育成者権の存続期間は、品種登録の日から 25 年です。よって、本肢は適切です。なお、果樹や材木等の木本植物といわれる永年性植物については、その種苗の生産に時間を要する等の理由から、登録の日から 30 年間権利が存続します。	C について、日本国における育成者権の存続期間は、品種登録の日から 35 年です。よって、本肢は適切です。なお、果樹や材木等の木本植物といわれる永年性植物については、その種苗の生産に時間を要する等の理由から、登録の日から 40 年間権利が存続します。